

あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あま市契約規則(平成22年あま市規則第39号。以下「規則」という。)に基づき市が発注する建設工事、測量又は建設コンサルタント、物品、委託、役務の提供等の調達契約並びに不動産及び動産の買入れ、売払い及び貸付けの契約(以下「調達契約」という。)並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定から暴力団の介入を排除する措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格者等 規則に基づき一般競争入札又は指名競争入札に参加する者として必要な資格を有するもの及び市が随意契約の相手方として選定する者をいう。
- (2) 候補者 あま市の設置する公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成22年あま市条例第69号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定により選定される者をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団の構成員又は暴力団との関係を有し、暴力団の威力を利用して暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者をいう。

(調達契約からの排除措置)

第3条 市長は、入札参加資格者等が別表左欄に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、その者に対し、同表右欄に掲げる期間排除する措置(以下「入札参加資格者等排除措置」という。)を行うものとする。この場合において、当該期間満了後、当該措置要件(同表第6号の規定によるものを除く。)について改善していないと認めるときは、改善したと認める日まで当該排除措置を延長することができる。

- 2 前項の規定により入札参加資格者等排除措置を受けている者(以下「入札参加資格者等排除措置者」という。)は、当該措置要件について改善したときは、その改善の内容を明示して、当該排除措置の解除を市長に申し出ることができる。
- 3 市長は、前項の申出について改善したと認めるときは、当該排除措置を解除するものと

する。

- 4 市長は、第1項の規定により入札参加資格者等排除措置を行うとき又は延長するときはその旨並びに当該排除措置の期間及び理由を、同項の規定により当該排除措置を延長した後、当該措置要件について改善していると認めるとき又は第3項の規定により当該排除措置を解除するときはその旨を、遅滞なく当該入札参加資格者等に通知するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定により入札参加資格者等排除措置を行うとき、延長するとき若しくは当該排除措置を延長した後、当該措置要件について改善していると認めるとき又は第3項の規定により当該排除措置を解除するときは、あらかじめあま市工事等請負業者指名審査会要綱(平成22年あま市訓令第33号)により設置するあま市工事等請負業者指名審査会の意見を聴くことができる。

(指定管理者の指定からの排除措置)

第4条 市長は、指定管理者の指定を受けようとする者が別表左欄に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、その者に対し、候補者の選定から同表右欄に掲げる期間排除する措置(以下「指定管理者排除措置」という。)を行うものとする。この場合において、当該期間満了後、当該措置要件(同表第6号の規定によるものを除く。)について改善していないと認めるときは、改善したと認める日まで当該排除措置を延長することができる。

- 2 前項の規定により指定管理者排除措置を受けている者(以下「指定管理者排除措置者」という。)は、当該措置要件について改善したときは、その改善の内容を明示して、当該排除措置の解除を市長に申し出ることができる。
- 3 市長は、前項の申出について改善したと認めるときは、当該排除措置を解除するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により指定管理者排除措置を行うとき又は延長するときはその旨並びに当該排除措置の期間及び理由を、同項の規定により当該排除措置を延長した後、当該措置要件について改善していると認めるとき又は第3項の規定により当該排除措置を解除するときはその旨を、遅滞なく、当該指定管理の指定を受けようとする者に通知するものとする。

(一般競争入札における排除)

第5条 市長は、一般競争入札を行う場合において、入札参加資格者等排除措置者の入札への参加を認めてはならない。

- 2 市長は、落札者が調達契約の締結の日までの間に入札参加資格者等排除措置を受けたときは、その者と当該調達契約を締結しないことができる。
- 3 市長は、前項の規定により調達契約を締結しないときは、その旨を当該排除措置者に通

知するものとする。

(指名競争入札における排除)

第6条 市長は、指名競争入札を行う場合において、入札参加資格者等排除措置者を指名してはならない。

2 市長は、指名を受けた者が開札日までの間に入札参加資格者等排除措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

3 市長は、落札者が調達契約の締結の日までの間に入札参加資格者等排除措置を受けたときは、その者と当該調達契約を締結しないことができる。

4 市長は、第2項の規定により指名を取り消すとき又は前項の規定により調達契約を締結しないときは、その旨を当該排除措置者に通知するものとする。

(随意契約における排除)

第7条 市長は、入札参加資格者等排除措置者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は認める場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定における排除)

第8条 市長は、候補者を選定する場合において、指定管理者排除措置者を選定してはならない。

2 市長は、候補者が指定管理者の指定の日までの間に指定管理者排除措置を受けたときは、条例第4条第1項第4号の基準を満たしていないものとして、当該候補者の選定を取り消すことができる。

(調達契約の解除)

第9条 市長は、調達契約の相手方が入札参加資格者等排除措置(別表第6号の規定によるものを除く。)を受けた場合において、当該調達契約を解除することができるよう措置を講ずるものとする。

2 前項の規定は、指定管理者の指定において準用する。

(調達契約等に係る妨害及び不当要求に対する措置)

第10条 市長は、調達契約又は指定管理者の指定に基づく協定の履行に当たり、その相手方が暴力団又は暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたときは、当該相手方に対し、その旨を市に報告し、警察に届け出るよう指導するものとする。

(排除措置等の公表)

第11条 市長は、第3条から第9条までに規定する排除措置又は契約の解除を行った場合は、これを公表するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察その他関係機関との密接な連携のものと行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、調達契約等から暴力団の介入を排除する措置の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年3月22日から施行する。

別表(第3条、第4条、第9条関係)

措置要件	期間
1 法人その他の団体若しくは事業を営む個人(以下「法人等」という。)の役員等が暴力団員等であること又は暴力団員等が法人等の経営若しくは運営に関与していること。	当該排除措置の開始の日から12月間
2 法人等又はその役員等が、暴力団の威力、暴力団員等又は前号に規定する法人等を利用していること。	当該排除措置の開始の日から6月間
3 法人等又はその役員等若しくは使用人が、暴力団、暴力団員等又は第1号に該当する法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与すること等により暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。	当該排除措置の開始の日から3月間
4 法人等又はその役員等若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していること。	当該排除措置の開始の日から3月間
5 法人等又はその役員等若しくは使用人が、前3号の規定に該当する者であることを知りながら、その者を利用していること。	当該排除措置の開始の日から3月間
6 法人等が、第10条の規定による指導に従わなかったこと。	当該排除措置の開始の日から2週間